

令和5・6年度

競争入札参加資格審査(追加)申請要領

【 設計・調査・測量 】

申請期間 令和6年1月9日(火)～1月19日(金)

電子受付・窓口受付は行いません。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合に対する令和5・6年度の競争入札参加資格審査申請書の作成・提出にあたっては、この申請要領をよく読んで、誤記・記入漏れ・不足書類等のないよう確認のうえ申請してください。

また、申請書類はファイリングシステム用個別フォルダ(A4用)に入れて提出してください。

なお、提出書類に不備・不足がありますと、申請を受け付けることができませんので注意してください。

埼玉県 坂戸、鶴ヶ島下水道組合
(総 務 課)

目次

第1章	資格審査申請要件	1
	1 資格審査申請対象者	
	2 申請できない者	
	3 資格審査基準日	
	4 審査結果の公表	
	5 登録の有効期間	
第2章	申請の受付について	2
	1 申請にあたっての注意事項	
	2 受付日程（郵送のみ）	
	3 申請までの流れ	
第3章	提出書類について	4
	1 提出書類のまとめ方	
	2 提出書類一覧	
第4章	申請書類の作成について	6
	1 様式の取得方法	
	2 申請書類の作成要領	
	【様式をダウンロードして作成するもの】	
	【行政機関等から交付（作成）してもらうもの】	
第5章	申請後（名簿登載後）の事務手続きについて	13
	1 変更申請	
	2 届出	
	3 参加資格の再審査	
	4 参加資格の抹消	
第6章	申請様式のダウンロード等の方法について	15
	1 申請様式のダウンロードについて	
	2 ダウンロードファイルの解凍方法について	
	3 申請様式の作成	
○	業種一覧表（設計・調査・測量）	16

第1章 資格審査申請要件

1 資格審査申請対象者

令和6年4月から令和7年3月までに坂戸、鶴ヶ島下水道組合（以下、「組合」という。）が発注する設計・調査・測量等の業務委託（以下、「業務委託等」という。）の競争入札（指名・一般）又は随意契約（見積り）に参加しようとする方は、この申請要領に従って競争入札参加資格審査申請をしなければなりません。

※ 申請については、会社（個人事業主の場合は事業主）単位となります。（埼玉県とは異なります。）

※ 本組合では電子入札制度を導入しないため、「埼玉県電子入札共同システム」等にて入札参加資格申請をした場合でも、別途申請が必要となりますので、ご注意ください。

2 申請できない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項により準用する場合を含む。）に該当する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項により準用する場合を含む。）の規定により、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされた者。
- (3) 金融機関に取引を停止されている者。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、又は刑法第96条の6の規定（公契約関係競売等妨害）に違反し、管理者から資格を抹消され、当該抹消された日から2年を経過しない者。
- (5) 測量業務の申請にあつては、測量法第55条第1項の規定による「測量業者登録」を受けていない者。（代理人を置く場合は、その営業所で登録を受けていない場合を含む）
- (6) 建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠の申請にあつては、建築士法第23条第1項の規定による「建築事務所登録」がされていない者。（代理人を置く場合は、その営業所で登録がされていない場合を含む）
- (7) 上記以外で、申請業務にかかる営業に関して免許・許可・登録等を必要とする業種の場合、それらを受けていない者。

3 資格審査基準日

申請時において、直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）とします。

4 審査結果の公表

審査結果は、「資格者名簿」により一般に公開（閲覧）しますので、個々の申請者には、登録済の通知や格付通知をいたしません。

公開する資格者名簿には、住所（所在地）、氏名（商号又は名称）、代理人、資本金、申請業種、従業員数等が掲載されますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

資格者名簿は、組合ホームページをご覧ください。ホームページ掲載時期は令和6年4月上旬の予定です。

5 登録の有効期間

今回の登録の有効期間は、「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」の1年間です。

第2章 申請の受付について

1 申請にあたっての注意事項

(1) 資格要件について

業務委託等の受注にあたっては、業者登録や納税義務を果たしているといった資格要件があります。詳細については、第1章「資格審査申請要件」をご覧ください。

また、資格要件を満たしていることを確認するために、納税証明書などの書類を提出していただく必要があります。

(2) 申請する業種について

申請できる業種（業務区分）は、本店又は主たる営業所と代理人を置く委任事業所を合計して「**5業種**」までです。

5業種以内であっても、他の事業所で申請した業種は重ねて申請（重複登録）はできません。

なお、「業務分類」（16ページ「業種一覧表〔設計・調査・測量〕」参照）については制限なしとし、一度審査を受けた業種（業務区分）の変更はできませんが、「業務分類」については変更することができます。

2 受付日程（郵送のみ）

下表のとおり受け付けます。

申請は、郵送により坂戸、鶴ヶ島下水道組合へ送付してください。

なお、簡易書留等配達証明がある方法により郵送して下さい。

持参での受け付けはいたしません。

申請に際して、受領印が必要な場合は、受領印を押す用紙と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

受 付 期 間	送 付 先
令和6年1月9日から 令和6年1月19日まで (消印有効)	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課 郵便番号：350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

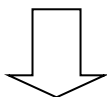
また、電話等によるお問合わせはなるべく受付期間を避け事前をお願いいたします。

3 申請までの流れ

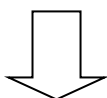
坂戸、鶴ヶ島下水道組合では、書面による申請に加え、申請用データを下水道組合あてにメール送信していただきます。

書面による申請だけでは、申請が完了したことにはなりませんので、ご注意ください。

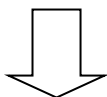
- ① 申請様式を下水道組合ホームページよりダウンロードする。
(組合ホームページアドレス <http://www.stgesui.or.jp/>)



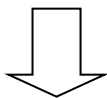
- ② ダウンロードしたファイルを解凍し、申請書類を作成する。
申請書類は全てマイクロソフト・エクセルファイルで作成します。
(ファイルの解凍方法等は、15ページを参照してください)



- ③ 組合へ書面による申請をする。(郵送のみ受付)
(受付日程は前ページを参照)



- ④ 書面審査後、組合より指定されたアドレス宛に申請用データを送信する。
(送信方法は、書面申請の受付完了後にご案内します。)



- ⑤ 組合より受付完了メールが届きます。

**書面による申請だけでは、申請が完了したことにはなりません。
組合よりの受付完了メールが届いた時点で正式な受理となります。**

第3章 提出書類について

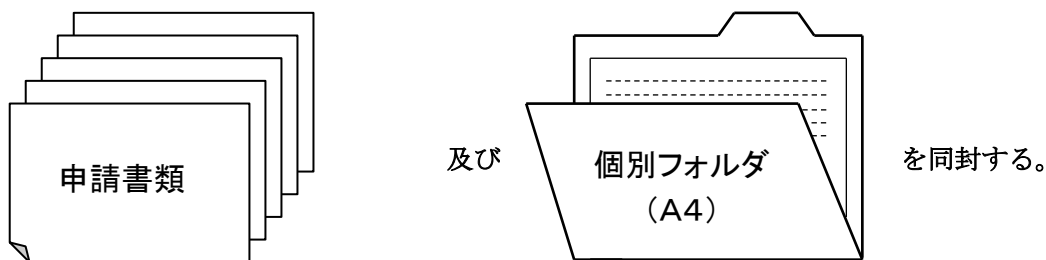
1 提出書類のまとめ方

提出書類については、次のとおりまとめ郵送により一括して提出してください。

(1) 提出用フォルダについて

申請書類は、ファイリングシステム用個別フォルダ（A4用）に入れて提出してください。
メーカー・色の指定はありません。事務用品店・文具店等で市販されているものをご利用ください。
参考までに主な事務機器メーカー数社の製品を例示します。

メーカーの例示	規格	品番などの例示	左記のメーカー・品番は例示です。 同等品であれば他社製品でも結構です。 環境保護のため、 グリーン購入法適合製品 をご利用ください。 提出書類は、クリップやホチキス等で止めないでください。
ウチダ	A4	A4-IF-N、CIF-A4N	
コクヨ	A4	A4-IFK、A4-IFN	
プラス	A4	FL-061IF、FL-001IF	
ライオン	A4	A4-IF、A4-IF-K	



※個別フォルダーには、会社名などは一切記載しないで、そのまま申請書類に同封して郵送してください。
封筒に入らない場合は、タイトル記入場所（とび出ている所）を折ってしまっても差支えありません。
または、個別フォルダ自体を折って申請書類に同封していただいても差支えありません。

(2) 提出書類について

ア 提出書類のサイズはすべて「A4判」に統一してください。

（原本がA4判以外の書類は、縮小又は拡大コピーをして、必ずA4判に統一してください。）

イ 提出にあたっては、次頁「2 提出書類一覧」に記載の番号順に書類を揃え、ファイリング用個別フォルダ（A4）に入れて提出してください。（ホチキス止めはしないでください。）

ウ 「競争入札参加資格審査申請書」「委任状」等、押印を要する書類については、必ず朱肉にて押印した原本を提出してください。その他の添付書類はコピーでも結構です。

エ 申請書類の記入にあたっては、全てエクセルファイル上で入力し、出力した書類を提出してください。

オ 埼玉統一様式、国土交通省様式、埼玉県様式（電子入札用）、他市町村様式は受け付けません。

カ 提出を求めている書類等（会社案内・営業案内・商品見本・パンフレット類、名刺など）は、提出しないでください。

2 提出書類一覧

●：全申請者が提出を要するもの △：該当者のみ提出を要するもの
○：任意様式 可 ×：任意様式 不可

提出書類の名称等		様式の種類等		様式番号	
		エクセル様式	任意様式		
様式をダウンロードして作成するもの	1	競争入札参加資格審査申請書〔基本共通情報〕	●	×	様式第1号
	2	委任状 【代理人を置く場合に限る】	△	×	様式第2号
	3	競争入札参加資格審査 個別申請情報〔設計・調査・測量〕	●	×	様式第4号
	4	営業所一覧表〔設計・調査・測量〕	●	○	様式第7号
	5	営業所案内図 【本社営業所等が、坂戸市・鶴ヶ島市に所在する者】	△ (手書き可)	×	様式第9号
	6	営業所写真 【本社営業所等が、坂戸市・鶴ヶ島市に所在する者】	△ (出力後、貼付可)	×	様式第10号
	7	業務経歴書〔設計・調査・測量〕	●	×	様式第12号
	8	技術職員数〔設計・調査・測量〕	●	×	様式第15号
	9	技術職員名簿〔設計・調査・測量〕	●	○	様式第16号
	10	組合員名簿 【中小企業等協同組合等に限る】	△	×	様式第18号
	11	同意書※申請者が、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者である場合のみ	△	×	様式第19号
行政機関等から交付(作成)してもらったもの	12	代表者の住民票、身分(元)証明書、後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書 【個人に限る】	△		発行者様式(写し可) ※行政機関から交付
	13	登記事項証明書 【法人に限る】 (B5判のものは、見開き2ページ(B4判1枚)分をA4判1枚に縮小コピーすること)	●		発行者様式(写し可)
	14	消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可) 〔種類は、その1、その3、その3の2、その3の3〕 ※課税事業者・免税事業者を問わず必要です。	●		発行者様式(写し可)
	15	法人市町村民税(東京23区は法人都民税)の納税証明書(代理人を置く場合は、本店所在地の分及びその営業所所在地の分)	●		発行者様式(写し可)
	16	I S O認証取得登録証の写し 【I S O認証取得者】	△		発行者様式の写し
	17	登録通知書の写し又は登録証明書	●		発行者様式の写し
	18	財務諸表(直前2年度分) 〔貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書〕	●		任意様式

※ 申請にあたっては、必ず当組合の様式をご利用ください。それ以外の様式(「埼玉統一様式」や「埼玉県電子入札用様式」等)での申請は受付いたしませんので、ご注意ください。

第4章 申請書類の作成について

1 様式の取得方法

- (1) 組合ホームページより申請様式をダウンロードする。
(組合ホームページアドレス <http://www.stgesui.or.jp/>)
- (2) ダウンロードしたファイルは、圧縮されています。ファイルを解凍すると、「坂鶴下水参加申請フォルダ（設計・調査・測量）」が作成され、その中に「操作手順について」及び「坂鶴下水指名参加申請様式（設計・調査・測量）」のファイルがあります。
(詳しくは、15ページ「第6章 申請様式のダウンロード等の方法について」をご覧ください。)
- (3) ダウンロードしたファイルの中の「操作手順について」及び下記の「2 申請書類の作成要領」をよく読んで作成してください。

2 申請書類の作成要領

【様式をダウンロードして作成するもの】

申請様式全体 共通事項

- (1) 申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とし、申請内容（人名及び法人名を含む）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えてください。
- (2) 入力時に「リスト」が表示される項目については、リストより選択してください。
(リスト以外のデータを入力した場合、エラーとなります。)
- (3) 数値項目は、半角で入力してください。

1 様式第1号 競争入札参加資格審査申請書 [基本共通情報]

※任意様式 不可

- (1) 「組合記入欄（受付番号）」は入力不要です。
- (2) 申請日は、提出日を記載してください。＜西暦で入力してください。入力例：2024/1/9＞
- (3) 「法人等情報」、「委任事業所情報」欄については、次の要領で記載してください。
 - ① 「フリガナ」については、左づめ半角カタカナで記載してください。
また、「フリガナ」には、法人格（カブ、ユウなど）は記載しないでください。
 - ② 「商号又は名称」は、法人格の場合、略称で記載してください。パソコンの文字変換で表示される略称＜例：㈱など＞は使用せず、全て全角＜例：(株)＞で記載してください。ただし、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人は省略しないでください。
＜例＞
株式会社＝(株)、有限会社＝(有)、合名会社＝(名)、合資会社＝(資)、医療法人＝(医)、学校法人＝(学)、社会福祉法人＝(福)、相互会社＝(相)、特定非営利活動法人＝(特非)、企業組合＝(企)、協業組合＝(業)、協同組合＝(同)
 - ③ 「代表者役職名」は、登記事項証明書に記載されたとおりに記載してください。また、個人にあつては「代表者」と記載してください。登記事項証明書と異なった職名を使用している場合は、「本店等登記内容」欄に記入してください。代表者名は、姓と名の間を全角1文字空けてください。
 - ④ 「住所」欄の丁目、番、号等の文字は「-（ハイフン）」を用いて、全て全角で記載してください。

- ⑤ 「電話番号」「ファクシミリ番号」欄は、市外局番・市内局番・加入者番号を「-（ハイフン）」を用いて**全て半角**で記載してください。携帯電話は不可とします。
- ⑥ **「E-mail」欄は、必ず記入してください。**
- (3) 「本店等登記内容」欄は、「法人等情報」と登記事項証明書の内容が異なる場合に記入してください。
(該当箇所のみ記入)
- (4) 「後見登記の有無」欄は、**個人事業主の場合のみ記載してください。**
後見ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がない場合には、「2：無」を選択してください。
- (5) 「実績・職員数情報」欄は、申請日直近の決算に基づき記載してください。
ただし、**「総売上高」については、申請日直近2年間の財務諸表上の売上高の平均を記載**してください。
- (6) 「納税」欄は、該当する番号を選択してください。
「2：未納あり」の場合は、申請することができません。
- (7) 「主要取引金融機関」欄は、**全て全角**で記載してください。
- (8) 「ISO9000 シリーズ」、「ISO14000 シリーズ」欄は、申請日現在に有効であり申請業種について取得しているものを対象として記入してください。
「認証機関名」欄は、**全て全角**で記載してください。
「登録・更新年月日」欄は西暦で記入してください。＜入力例：2020/10/1＞
- (9) 「申請事務担当者」欄は、この申請事務を実際に担当する方、その他申請内容について回答できる方の内容を記入してください。なお、行政書士が記入する場合は、氏名・電話番号を記入の上、押印してください。

2 様式第2号 委任状〔業種共通〕

※任意様式 不可

- (1) 「様式第1号 競争入札参加資格審査申請書〔基本共通情報〕」中、「委任事業所の有無」欄に「1：有」を選択した場合、**各項目に様式第1号に記載した内容が反映されています。**
- (2) 組合に対する契約権限（入札・見積り、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領、復代理人の選任、これらに付帯する一切のこと）を、登録有効期間中、代表者に代わって経常的に支店長・営業所長等の代理人に委任する場合に提出してください。

代理人を設置することができる支店・営業所は、組合と常時契約業務を行う事業所として**相応の責任のある者が常駐する事業所**であり、申請業種についての許可・登録等を要する場合については、それらの許可・登録を有する支店・営業所等に限り、代理人は、希望業種（最大5業種）ごとに置くことができますが、委任状に記載された権限の一部のみを委任することは認めません。

また、代理人の使用印鑑は、入札書・見積書・契約書等に使用することとなるものです。特に法人の場合は、印影に「商号・支店（営業所）名・役職名」が刻印されているものを使用し、代理人個人名の印や社内用の印（例えば印影が単なる「代表取締役之印」や「営業所長之印」等）は、使用しないでください。

委任期間は、登録の有効期間である「**令和6年4月1日から令和7年3月31日まで**」です。

3 様式第4号 競争入札参加資格審査 個別情報〔設計・調査・測量〕

※任意様式 不可

測量業務を希望する場合は、申請事業所として登録されていなければ申請できません。

申請できる業種（業務区分）は、本店又は主たる営業所と代理人を置く委任事業所を合計して「5業種」までです。

5業種以内であっても、他の事業所で申請した業種は重ねて申請（重複登録）はできません。

- (1) 「審査基準日」欄は、資格審査申請日直近の決算日（財務諸表の提出可能な決算日）を、西暦に変換して記載してください。＜入力例：2022/3/31＞
- (2) 「業務区分」、「業務分類」については、16ページ「業種一覧表〔設計・調査・測量〕」を確認ください。
- (3) 「受注希望」欄は、希望する業務について「1」を記入してください。希望しない業務については、空欄としてください。
なお、「業務分類」については制限なしとし、一度審査を受けた業種（業務区分）の変更はできませんが、「業務分類」については変更することができます。
- (4) 「登録状況」欄は、希望業種ごとに本店又は主たる営業所において登録のある場合、「1」を記入してください。
- (5) 「委任」欄は、代理人を置く場合に「1」を記載し、代理人を置かない場合は空欄としてください。
なお、代理人を置く場合は、別途「様式第2号 委任状」が必要となります。
- (6) 「代理人登録状況」欄は、希望業種ごとに代理人を置く委任事業所において登録のある場合、「1」を記入してください。

測量業務を申請する場合で代理人を置く場合は、その営業所で「測量業者登録」を受けている必要がありますのでご注意ください。

また、建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠を申請する場合も、その営業所で「建築士事務所登録」がされている必要があります。

- (7) 「2年間の平均業務実績高」欄は、「受注希望」が「1：有」の業務分類ごとに審査基準日を含む直前2年間の平均業務実績高（千円単位）を記載してください。「受注希望」が「空欄：無」の業務分類は記載しないでください。業務分類ごとの分類が困難な場合は、合理的な方法等で按分した額を記載してください。
なお、「業務実績高（売上高）合計」欄は自動計算されますが、申請する業務以外の業務については、すべて「申請業務以外の売上高」欄へ記載し、合計額は財務諸表の売上高2年平均と一致させてください。
- (8) 「実績割合」欄は、「2年間の平均業務実績高」を入力すると自動計算されます。
- (9) 「申請業務に係る常勤役員・使用人」欄は、申請日現在で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、設計・調査・測量に係る職員の実人数を記載してください。他の業種で計上したものは、「申請業務以外の業務に係る常勤役員・使用人」欄に記載してください。

4 様式第7号 営業所一覧表〔設計・調査・測量〕

※任意様式 可（ただし、記載された内容が満たされている場合に限り。）

測量法、建築士法、その他関係法令の規定により、登録を受けている営業所について記載し、営業所ごとに登録をしている業種について、「1」を記入してください。

営業所等に代理人を置く場合は、その営業所の登録業種の範囲内で委任することができます。必要な許可や登録を受けていない支店・営業所、役員・従業員等の自宅等を登録することはできません。

5 様式第9号 営業所案内図

※任意様式 不可（組合様式を出力後、手書き等により作成したもので可とします。）

本様式は、組合に対して契約権限を有する本店・支店・営業所等が坂戸市・鶴ヶ島市内に所在する者のみ提出してください。案内図の縮尺は任意としますが、付近の公共施設・店舗等の目標物を記載してください。

6 様式第10号 営業所写真

※任意様式 不可（組合様式を出力後、写真を貼り付けたもので可とします。）

本様式は、組合に対して契約権限を有する本店・支店・営業所等が坂戸市・鶴ヶ島市内に所在する者のみ提出してください。添付する写真は次の要領で撮影し、営業所案内図の裏面に糊付けしてください。

[写真の撮影要領]

- ① 建物の外観全景写真（カラー・サービス判）……1枚
- ② 事務所・店舗等の内部写真（カラー・サービス判）……1枚
（できるだけ広範囲が写るように撮影してください。）

7 様式第12号 業務経歴書〔設計・調査・測量〕

※任意様式 不可

様式第4号において受注希望した「業務区分」ごとに、審査基準日（決算日）直前2年間の主な完成業務又は未完成業務実績を契約単位で5件以内で記載してください。

「業種区分」欄は、様式第4号において希望した「業務区分」が自動入力されています。

「業務分類」欄は、様式第4号において希望した「業務区分」を記載してください。

記載する業務が下請の場合は、「注文者」の欄には直接注文した元請負人を記載し、「業務名」には元請業者との契約件名を記載してください。

「着手年月」・「完了（予定）年月」欄は西暦で「年月」まで、**全て半角**で記載してください。

<入力例：2023/10>

8 様式第15号 技術職員数〔設計・調査・測量〕

※任意様式 不可

申請を希望する業務について、審査基準日現在の資格を取得している人数を記入してください。人数は”延べ人数”で記入してください。

9 様式第16号 技術職員名簿〔設計・調査・測量〕

※任意様式 可（ただし、記載された内容が満たされている場合に限り。）

技術職員名簿には、申請を希望する業務について、従事する常勤役員及び使用人のうち、資格を保有する者について記載してください。

10 様式第18号 組合員名簿（組合等）

※任意様式 不可

申請者が、協同組合、協業組合、その他の組合等の場合に提出してください。

11 様式第 19 号 同意書（個人に限る）

申請者が、未成年者等である場合は、同意書（様式第 19 号）を提出願います。

【行政機関等から交付（作成）してもらうもの】

12 身分証明書、後見登記ファイルに記録がないことの証明書（個人に限る）＜写し可＞

個人事業主の場合、住民票のほか、身分証明書（本籍地の市区町村で発行）及び「後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書」が必要となります。

この書類は、契約締結能力があるかどうかを確認するために必要なもので、申請日前 3 ヶ月以内に東京法務局後見登録課が発行したもので、現状を反映しているものとします。

申請書は、お近くの法務局・地方法務局・法務省のホームページ等で入手できますが、発行は東京法務局以外ではできません。証明書は郵送でも請求できます。なお、法人の代表者や代理人については必要ありません。

詳しくは、「東京法務局後見登録課 電話 03-5213-1234（代表）」へお問い合わせください。

法務省のホームページ <http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>

13 登記事項証明書（法人に限る）＜写し可＞

申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもので、その後の変更がなく現状を反映しているものに限りま

す。原本が A 4 判のものはそのまま、原本が B 5 判のものは見開きで（原本 2 ページ分＝B 4 判）**A 4 判に縮小コピー**して提出してください。

14 消費税及び地方消費税の納税証明書＜写し可＞

申告先の税務署より、申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもので、その後の変更がなく現状を反映しているものに限りま

す。審査基準日（直近の決算日）で納期限が到来している 1 年度分の「消費税及び地方消費税」に係る未納の税額がない旨の納税証明書を提出して下さい。

様式は、国税通則法施行規則第 5 条の規定による「その 1」「その 3」「その 3 の 2」「その 3 の 3」のいずれかにより証明を受けて下さい。

納税額の表示がある証明書の場合は、未納税額が「0」のものに限りま

す。また、免税事業者であっても、必ず提出してください。

消費税及び地方消費税に関することは、申告先の税務署へおたずねください。

なお、提出された納税証明書に関しては、本件競争入札参加資格審査以外の目的外使用及び第三者への公表はいたしません。

未納税額（延納を含む）がある場合は、理由を問わず受け付けません。

ただし、コロナウイルス感染の影響を受けた方は猶予される場合があります。

15 法人市町村民税の納税証明書＜写し可＞

申告先の市町村長より、申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもので、その後の変更がなく現状を反映しているものに限りま

す。審査基準日（直近の決算日）で納期限が到来している 1 年度分の「法人市町村民税」に係る納税証明書を提出してください。（未納の税額がない旨の記載があれば納税額の記載の有無は問いません。）

様式は、各市町村が定めるもので結構ですが、必ず、前記の要件が確認できる事項が記載されている証明書とします。

法人市町村民税の納税証明に関することは、事業所の所在する市区町村の法人市町村民税担当へおたずねください。

なお、提出された納税証明書に関しては、本件入札参加資格審査以外の目的に使用しないこと及び秘密事項として第三者への公表はいたしません。

未納税額（延納を含む）がある場合は、理由を問わず受け付けません。

ただし、コロナウイルス感染の影響を受けた方は猶予される場合があります。

申請書に添付が必要な納税証明書一覧表

区分	税目及び発行者
本社で登録の場合 (代理人を置かない場合又は代理人の所在地が本社と同一市区町村の場合)	① 本社の所轄税務署長が発行する「消費税及び地方消費税」の納税証明書 ② 本社の所在する市区町村長が発行する「法人市町村民税」の納税証明書
支店・営業所に代理人を置く場合	① 本社の所轄税務署長が発行する「消費税及び地方消費税」の納税証明書 ② 本社の所在する市区町村長が発行する「法人市町村民税」の納税証明書 ③ 代理人を置く支店・営業所の所在する市区町村長が発行する「法人市町村民税」の納税証明書

(注1) 東京23区の場合、②及び③については、法人住民税(本店又は支店・営業所を管轄する都税事務所長発行)と読み替えてください。

(注2) 審査基準日以降に本社を新たに設置又は移転した者又は代理人を置く支店・営業所を新たに設置、移転した者(基準日現在で納税義務が発生していない者)は、当該事業所の所在市区町村長の発行する営業所設置届を行っている旨の「営業証明書」を必ず添付してください。

(注3) 「法人市町村(都)民税」は、法人税(国税)ではありませんのでご注意ください。

16 ISO認証取得登録証の写し〔ISO認証取得者〕

「ISO9001」「ISO9002」「ISO14001」の認証を取得している場合のみ、提出ください。

なお、認証にあたっては(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定期間に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとします。

17 登録通知書の写し又は登録証明書

登録情報確認のため、申請業種に係る業務を行う上で登録等の事実が確認できる書類（写し）を提出してください。

例えば、測量業者登録、建築士事務所登録、補償コンサルタント登録、地質業者登録、建設コンサルタント登録、不動産鑑定業者登録、計量証明事業者登録、土地家屋調査士登録をいいます。

また、**測量業務及び建築関連コンサルタント（建築意匠）を申請する場合で代理人を置く場合は、その営業所で登録を受けている必要がありますので、それぞれ営業所で登録を受けていることが確認できる書類（写し）についても提出してください。**

登録名称	資格情報を証明する書類	登録機関先
測量業者登録	測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)
登録名称	資格情報を証明する書類	登録機関先
建築士事務所登録 (建築関連コンサルタント)	建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録通知等	都道府県知事
地質調査業者登録	地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)
補償コンサルタント登録	補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)
建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)
不動産鑑定業者登録	不動産鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 都道府県知事
計量証明事業者登録	計量法第109条の規定に基づく登録通知等 事業区分ごとに登録しているもの（長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等）	都道府県知事等
土地家屋調査士登録	土地家屋調査士連合会発行（申請前3か月以内の発行）の土地家屋調査士登録証明書。	日本土地家屋調査士連合会

18 財務諸表

財務諸表は、基準日の直前2年度分を提出してください。

法人は、①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書を提出してください。

個人は、①貸借対照表、②損益計算書を提出してください。

第5章 申請後（名簿登載後）の事務手続きについて

1 変更申請

申請日以降に申請事項に変更があった場合は、変更申請が必要となります。

変更申請の詳しい方法等については、下水道組合ホームページをご覧ください。

（組合ホームページアドレス <http://www.stgesui.or.jp/>）

※変更があった場合、変更申請が必要となる事項

- ・ 本社の商号又は名称
- ・ 本店・主たる営業所の名称・所在地
- ・ 代表者の役職名・氏名（事業主の氏名）
- ・ 本店又は代理人を置く営業所の電話番号・ファクシミリ番号・E-mail
- ・ 代理人を置く営業所の所在地・名称・代理人氏名・役職名
- ・ 代理人を置く営業所の新設
- ・ 許可（登録）の有無
- ・ 許可番号・許可区分（特定・一般）
- ・ 組合員の変更（中小企業等協同組合の場合）

2 届出

資格審査申請者は、次の事項が生じたときは、事実を証する書類を添付して直ちに管理者に届け出なければなりません。

- ① 成年被後見人で復権を得ていない者となったとき
- ② 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき
- ③ 営業停止命令を受けたとき
- ④ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
- ⑤ 金融機関に取引を停止されたとき
- ⑥ 官公需適格組合として申請をした者が、その証明を受けられない者となったとき
- ⑦ 会社更生法による更生手続開始の申立て、更生手続開始の決定、更生計画の認可があったとき
- ⑧ 民事再生法による再生手続開始の申立て、再生手続開始の決定、再生計画の認可があったとき
- ⑨ 役員・使用人等が、贈賄・談合などの不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
- ⑩ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の規定による排除勧告又は課徴金納付命令を受けたとき
- ⑪ 埼玉県内で、工事事務等を起こしたとき

3 参加資格の再審査

相続、合併、分割、営業譲渡により資格審査申請をした者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、「競争入札参加資格再審査申請書」に関係書類を添えて再審査の申請をしなければなりません。

再審査の申請の詳しい方法等については、下水道組合へ問い合わせください。

〔関係書類例〕

- ・許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可登録を要さないものは不要）
- ・合併（統合）等に関する株主臨時総会議事録
- ・合併（統合）等契約書
- ・消滅する法人の登記事項証明書（閉鎖が記されているもの）
- ・継承する法人の登記事項証明書
- ・法人市区町村民税の営業所を設置した旨の「営業証明書」
- ・営業所案内図、写真〔代理人を置く営業所が坂戸市、鶴ヶ島市に所在する場合〕
- ・総合評定値通知書の写し（経審）

4 参加資格の抹消

(1) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、名簿から抹消します。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の競争入札に参加させないこととされた者
- ② 法人の解散又は個人事業主の死亡から90日を経過したとき
- ③ 金融機関から取引を停止されたとき
- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると管理者が認めるとき
- ⑤ 刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると管理者が認めるとき

(2) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、名簿から抹消することがあります。

- ① 届出を必要とする事項についての届出を怠ったとき
- ② 営業停止命令、営業の休止・再開、官公需適格組合としての証明を受けられない者となったことについての届出を怠ったとき
- ③ 資格審査申請書、変更届、添付書類等に虚偽の記載をしたとき

第6章 申請様式のダウンロード等の方法について

「競争入札参加資格審査申請様式」は、エクセルの入力表を使って作成しますが、申請書を作成する上でいくつかのルールがありますので、入力作業の前に以下の作業を行ってください。

1 申請様式のダウンロードについて

- (1) 下水道組合ホームページからファイルをダウンロードしてください。
(組合ホームページアドレス <http://www.stgesui.or.jp/>)
- (2) ダウンロードするファイル
申請様式ファイル（設計・調査・測量）

2 ダウンロードファイルの解凍方法について

- (1) 下水道組合ホームページからダウンロードした時に指定した保存先のフォルダを開きます。
- (2) その中に「**sankasinsei_itaku.zip**」というファイルがあります。
- (3) 「**sankasinsei_itaku.zip**」をダブルクリックするとファイルが解凍され、デスクトップに（その他の場合もあります）「**坂鶴下水参加申請（設計・調査・測量）**」というフォルダが作成されます。
- (4) 「**坂鶴下水参加申請（設計・調査・測量）**」フォルダを開き、フォルダの中が以下のようにになっているか確認してください。



3 申請様式の作成

- (1) 「**坂鶴下水参加申請（設計・調査・測量）**」フォルダを開き、まず最初に「1. 操作手順について」をご覧ください。
- (2) 操作手順に従い申請書の作成を進めてください。
申請書の作成方法は、「第4章 申請書類の作成について（本書6ページ）」をご覧ください。

業種一覧表 [設計・調査・測量]

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

業種	種名	業務分類	業 務 の 内 容			
測量	業務区分 (最大5業種まで)	測量一般	基準点測量、水準測量、平標測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成			
		地図の調製	既成の地図等を基図とし、編集資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する新たな地形図等の作成			
		航空測量	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成			
		建築意匠	建築意匠に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築意匠に関する工事の設計若しくは監理			
		建築構造	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理			
		空調設備	空調設備等の設計又は監理			
		給排水設備	給排水衛生設備、ガス設備等の設計又は監理			
		電気設備	電気設備等の設計又は監理			
		建築積算	建築設計における積算数量の算出			
		機械積算	機械設計における積算数量の算出			
		電気積算	電気設計における積算数量の算出			
		建物調査	建物の耐震、災害、補修等の調査又は設計			
		地質調査	建設事業に必要な地質又は土質に関する調査、計測、解析又は判定。地質又は土質に関する資料の提供又は助言			
		補償コンサルタント	業務区分 (最大5業種まで)	土地調査	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算等	
				土地評価	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償等に関する調査又は補償金額の算定。土地調査その他これに類する資料の作成	
物件及び機械工作物	物件に関する登記簿等の調査、物件調査その他これに類する書類の作成。物件及び機械工作物に関する調査又は補償金額の算定。居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定					
営業補償・特殊補償	営業、鉱業権、漁業権、水利用その他の特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査及び補償金額の算定					
事業損失	電波障害、日照障害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査及び補償金額の算定					
補償関連	公共補償に関する調査又は補償金額の算定					
事業認定	事業認定申請書及び裁決申請書の作成					
その他	物件等の補償金額の算定方法及びその根拠についての説明。精度管理に関する業務。不動産、立木等に関する登記手続き。その他の調査又は補償金額の算定					
建設コンサルタント	業務区分 (最大5業種まで)			河川・砂防・ダム	河川(治水、利水、利水、水質、底質、地下水、治水経済、堰、水門、閘門、樋管、機場、築堤、護岸等)に関する工事の設計若しくは監理 砂防(砂防ダム、流域特性、流送土砂、地すべり、急傾斜地等)に関する工事の設計若しくは監理	
				港湾及び空港	ダム(ダム、水理、治水(洪水調節)、利水、ダム施設配置、水理模型実験、管理施設、発電施設、嵩上げ等)に関する工事の設計若しくは監理	
				電力土木	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理	
				道路	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用ダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理	
				鉄道	道路	道路に関する概略(予備)設計、実施(詳細)設計又は監理
					鉄道	道路管理施設に関するもの(交通安全施設、交通管理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等)
鉄道	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道(鋼索鉄道を含む。)に関する工事の設計若しくは監理					

業種一覧表〔設計・調査・測量〕

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

業種	種名	業務分類	業務の内容
業務区分 (最大5業種まで)	上水道施設	上水道施設	上水道施設又は工業用水道施設に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道施設又は工業用水道施設に関する工事の設計若しくは監理
	下水道	下水処理施設	送配水管渠に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は送配水管渠に関する工事の設計若しくは監理
	下水道	下水管渠	下水処理施設(水処理、汚泥処理、ポンプ等)に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水処理施設(水処理、汚泥処理、ポンプ等)に関する工事の設計若しくは監理
	農業土木	下水管渠	下水管渠に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水管渠に関する工事の設計若しくは監理
	森林土木	農地整備	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
	造園	森林土木	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
	都市計画・地方計画	造園	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地計画に関する工事の設計若しくは監理
	地質	都市計画	土地利用計画(フレームワーク、マスタープラン、法規制等)に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	土質及び基礎	都市施設	都市施設(交通施設、公園、緑地施設等)に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	鋼構造・コンクリート	開発事業	開発事業(土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等)に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		地域計画	地域計画(地域振興、観光、レクリエーション等)に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		環境保全	環境保全(環境整備、景観、公害対策、緑地保全等)に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		地質	地質に関する調査、企画、立案、又は助言
		土質	土質に関する調査、企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
		鋼構造・コンクリート	橋梁上部工(合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、吊橋、鋼桁、鋼床版、ランガー、ローゼ等)に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 コンクリート橋上部工(場所打コンクリート、床版橋、プレテンション桁、ポストテンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等)に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 立梁若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 橋梁下部工(橋台、橋脚、鋼製橋脚、特殊構造等)、基礎構造に関するもの(直接基礎、既製杭、場所打杭、深礎杭、ケーソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等)に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 新交通及びモノレール(上部構造、下部構造、基礎構造等)に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
	トンネル	特殊構造(景観、耐風、耐震、防護工(落石・雪崩)、遮音壁、化粧板等)に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理 鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修(点検、損傷、変状、維持、補修、拡張、基礎補強、架換等)に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理	
	トンネル	トンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はトンネルに関する工事の設計若しくは監理	
	施工計画、設備・積算	工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理	
	建設機械	工事実施のための機械の調査、設計若しくは監理	
	建設環境	大気、水質、騒音、振動、動物・植物生態系、景観等に関する調査、予測、評価又は記録	
	その他の建設コンサルタント	河川空間環境、道路環境、地域環境等に関する環境整備、景観、公害対策、緑地保全等に関する計画又は設計	
その他	資料整備	調査、計画、設計等に関する資料の収集、記録又は資料の整備	
その他	その他	廃棄物対策、情報システム、情報通信、防災対策等に関する企画、調査・計画、予測、評価又は記録等 ・不動産鑑定・計量証明・登記業務	

問い合わせ先

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番16号

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課

電話番号 049-283-2051

組合ホームページ [<http://www.stgesui.or.jp/>]

電子受付・窓口受付は行いません。

締切は令和6年1月19日（金）です。